

令和8年度 天童市雇用促進事業費補助金

天童市内で新たに事業を始めるにあたり、新規に正社員を雇用した中小企業者を対象に補助金を支給します。

●補助対象者 市内で工場や店舗を増設・新設・移転した中小企業者

※中小企業者に類するものを含む。

※市が整備した工業団地又は産業団地の区域内に限り大企業も対象

※商店の店舗面積は1,000㎡未満とし、フランチャイズ店は除く。

※増設等した工場等の操業開始日が令和4年4月1日以降のものが対象

●対象となる正社員

- ・日本国籍を有している方
- ・申請の時点で雇用期間が6か月を経過している方
- ・雇用時に本市に住所を有する、又は雇用後おおむね3か月以内に本市に住所を移している方
- ・令和8年9月30日までに雇用されている方
- ・増設等した工場等の操業開始日前後1年6か月以内の雇用であり、申請日時点で継続して勤務している方

※正社員とは、期間を定めないで直接雇用される正規社員のことで、派遣、臨時、パート等の非正規社員を含みません。

※代表者又は役員の2親等以内の親族は対象になりません。

●補助金の額 新規に雇用する正社員1人につき20万円

※市外に居住していた方が雇用後に本市に住所を移した場合は10万円

申請は随時受け付けておりますが、手続きに時間を要するため、事前に電話で御相談ください。提出書類など、詳しくはお問い合わせください。

※注意事項

- (1) 補助上限額は1事業所当たり300万円(市が整備した工業団地又は産業団地の区域内に限り1,000万円)であり、同一の正社員について2回以上の申請はできません。
- (2) 事業者は次の条件すべてに該当する必要があります。
 - ・本社又は事業所が本市に所在していること。
 - ・事業主都合の解雇実績(申請時点の予定を含む。)がないこと。
 - ・市税等を滞納していないこと。

《申請・お問合せ先》

天童市 経済部 商工観光課 商工労政係

〒994-8510 山形県天童市老野森 1-1-1

TEL 023-654-1111 (内線 225)

FAX 023-653-0744

E-mail shoukou@city.tendo.yamagata.jp

提出書類

- (1) 交付申請書
- (2) 事業内訳書
- (3) 雇用期間が6ヶ月以上経過し、現在も継続して勤務していることが分かる
出勤簿の写し
- (4) 住民情報の閲覧に係る同意書（社員本人が署名捺印）
- (5) 賃金台帳の写し
- (6) 雇用契約書の写し
- (7) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業所通知用）
- (8) 納税証明書
- (9) 直近1期分の決算書類（開業届・売上台帳等）
- (10) 工場等の位置図・平面図
- (11) 会社概要
- (12) 通帳の写し（見開きのページ）